

## 水道水以外の水を排除した場合の使用水量の認定基準

### (1) 生活の用に供する場合 (単位: m<sup>3</sup>)

|       | 炊事用 | 洗濯用 | 水洗便所用 | 風呂用 |
|-------|-----|-----|-------|-----|
| 2人まで  | 3   | 5   | 1     | 6   |
| 3人～4人 | 5   | 7   | 2     | 6   |
| 5人以上  | 7   | 9   | 3     | 6   |

### (2) 生活の用に供しない場合 (単位: m<sup>3</sup>)

#### ① 不特定多数の者が使用する場合

| 水洗便所用 | 風呂用 |
|-------|-----|
| 6     | 9   |

#### ② 主に従業員等が使用する場合

| 従業員数  | 水洗便所用 |     |
|-------|-------|-----|
|       | 事務所   | 事業所 |
| 10人未満 | 6     | 3   |
| 10人以上 | 12    | 6   |
| 15人以上 | 18    | 9   |
| 20人以上 | 24    | 12  |

※本基準は、福知山市下水道条例(平成24年条例第33号)第14条第2項第3号の規定によるものである。

※手動式井戸は、1世帯あたり8m<sup>3</sup>をもって1か月の排水量とする。

※(1)で上水道と併用の場合は、2分の1を減量する。

※下水道使用の区域の井戸水等その他汚水使用料金は、1m<sup>3</sup>あたり121円(税抜金額)

根拠条例: 福知山市下水道条例第14条第3項

※特定環境保全公共下水道の区域の井戸水等その他汚水使用料金は、1m<sup>3</sup>あたり169円(税抜金額)

(三和及び大江中部処理区)

根拠条例: 福知山市下水道条例第14条第3項

※農業集落排水使用の区域の井戸水等その他汚水使用料金は、169円(税抜金額)

根拠条例: 福知山市農業集落排水施設条例第14条の2第3項

※工業用水を排除した場合の使用水量については、本基準適用外とする。

令和8年8月18日改正